

社会資本総合整備計画				社会資本整備総合交付金										令和08年03月17日							
計画の名称	習志野市中心市街地の回遊性向上とにぎわいの創出																				
計画の期間	令和06年度 ～ 令和10年度（5年間）													重点配分対象の該当		○					
交付対象	習志野市																				
計画の目標	大目標：本市の「玄関」としてふさわしい広域的な賑わいの創出及び駅周辺における“歩きたいまち”の実現 目標1：中心市街地としてふさわしい魅力ある都市空間の形成と駅周辺における広域的な賑わいの創出 目標2：高齢者や子ども、子育て世代など多様な人々が安心して通行、滞在できる歩行空間の創出 目標3：地域一帯の回遊性の向上を図り、広域拠点における人々の出会いや交流を生み出す																				
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）		1,531		A	1,531		B	0		C	0		D	0		効果促進事業費の割合C／（A+B+C+D）		0		%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		R5当初		R10末
1	ぶらり東通りにおけるまちなかの居心地の良さを測る指標（ストリート）の快適性総合スコアを15(pt)上げる。			
	ぶらり東通りにおけるまちなかの居心地の良さを測る指標（ストリート）の快適性総合スコアのポイント数	26ポイント	ポイント	41ポイント
2	ぶらり東通りにおけるまちなかの居心地の良さを測る指標（ストリート）の歩道・施設帯のハード環境総合スコアを7.8(pt)上げる。			
	ぶらり東通りにおけるまちなかの居心地の良さを測る指標（ストリート）の歩道・施設帯のハード環境総合スコアのポイント数	42ポイント	ポイント	50ポイント
3	津田沼駅北口交通広場、ぶらり東通りにおける放置された自転車等の台数を減らす。			
	津田沼駅北口交通広場、ぶらり東通りにおける放置された自転車等の台数	26台	台	2台
4	鉄道によって分断された津田沼駅北口と南口を結ぶ自由通路において、午前10時から午後3時までの歩行者数を現在の2,598人から3,000人に増加させる。			
	鉄道により分断された津田沼駅北口と南口を結ぶ自由通路の昼前から昼過（10時～15時）までの歩行者数	2598人	人	3000人

備考等	個別施設計画を含む	－	国土強靱化を含む	－	定住自立圏を含む	－	連携中枢都市圏を含む	－	流域水循環計画を含む	－	地域再生計画を含む	－

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名／ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
都市再生整備計画事業	A10-001	都市再生	一般	習志野市	直接	習志野市	－	－	都市再生整備計画事業（津田沼駅周辺地区）	地域生活基盤施設（約2,700㎡）、高質空間形成施設（5箇所＋約250㎡）、滞在環境整備事業（約100㎡）	習志野市	■	■	■	■	■	1,531		－
											小計						1,531		
											合計						1,531		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R06	R07			
配分額 (a)	50	92			
計画別流用増△減額 (b)	0	0			
交付額 (c=a+b)	50	92			
前年度からの繰越額 (d)	0	0			
支払済額 (e)	50	13			
翌年度繰越額 (f)	0	79			
うち未契約繰越額(g)	0	0			
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0			
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0	0			
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

事前評価チェックシート

計画の名称： 習志野市中心市街地の回遊性向上とにぎわいの創出

[illegible]